

# 答 申 書

(答申第127号)

令和6年2月8日

福井県公文書公開審査会

## 第1 審査会の結論

第2の1に記載した公文書の公開請求に対して、第2の2のとおり福井県知事（以下「実施機関」という。）が令和4年5月31日付け福空第102号で行った公文書一部公開決定（以下「本件処分1」という。）のうち、別表の「公開すべき部分」に記載した部分については公開すべきであり、その他の非公開とした部分についての判断は妥当である。

## 第2 審査請求に至る経過

### 1 公開請求の内容

審査請求人は、令和4年5月12日付けで、福井県情報公開条例（平成12年福井県条例第4号。以下「条例」という。）第5条の規定により実施機関に対し、次の内容の公文書の公開請求を行った。

特定法人が福井空港を利用して役務を提供すると発表した件に関して、特定法人から福井県への問い合わせ、提案その他一切の接触に関する文書

上記につき福井県の関与を示す全ての文書

とりわけ金銭的支出の有無とある場合の詳細、令和〇年〇月〇〇日に福井空港で行われたセレモニーに副知事らが出席した件につき、その意志決定の経緯が分かる内容。同社が行うと主張する役務の法的整合性の検討の有無とその検討の内容

### 2 実施機関の決定

実施機関は、次のとおり本件処分1を行うとともに、令和4年5月31日付け港空第196号により公文書公開決定（以下「本件処分2」という。）を行った。

#### (1) 本件処分1

番号	公文書の名称	決定内容	公開しない部分	公開しない理由
1	令和3年度収入調定決議書(210016983)	公開	—	—
2	令和3年度収入調定決議書(210021133)	一部公開	・個人の氏名および機体登録番号	下記理由1
3	令和3年度収入調定決議書(210022812)	一部公開	・個人の氏名	下記理由1
4	空港内営業の許可について〔令和4年1月6日起案〕	一部公開	・法人の代表者印の印影 ・決算の金額、科目、摘要および事業概況 ・法人の定款	下記理由2
			・公証人の氏名および印の印影	下記理由1

番号	公文書の名称	決定内容	公開しない部分	公開しない理由
5	令和3年度空港施設使用（使用変更）届（2021.9.28）	一部公開	・法人の代表者印の印影	下記理由2
6	令和3年度空港施設使用（使用変更）届（2021.10.4）	公開	—	—
7	令和3年度空港施設使用（使用変更）届（2021.11.29）	公開	—	—
8	令和3年度空港施設使用（使用変更）届（2021.12.14）	公開	—	—
9	航空機による空港の使用状況〔2021.10.4～12.14（特定法人分）〕	一部公開	・個人の氏名および機体登録番号	下記理由1
10	空港内営業許可申請書（特定法人）〔令和4年4月1日起案〕	一部公開	・法人の代表者印の印影 ・決算の金額、科目、摘要および事業概況 ・法人の定款	下記理由2
			・公証人の氏名および印の印影 ・個人の生年月日	下記理由1
11	令和4年度空港施設使用届（年間）	公開	—	—
12	令和4年度空港施設使用料の一括納付承認書	公開	—	—
13	航空機による空港の使用状況〔2022.4.27～4.28（特定法人分）〕	一部公開	・個人の氏名および機体登録番号	下記理由1
14	空港使用事前連絡簿	一部公開	・個人の氏名、電話番号および機体登録番号	下記理由1

〈公開しない理由〉

理由1：条例第7条第1号に該当

個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため

理由2：条例第7条第2号に該当

法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため



法人の決算事項（貸借対照表（大会社にあっては、貸借対照表および損益計算書）に記載されている情報）は、会社法第440条の規定により、公告が義務付けられている情報であるから公開すべきである。

法人の登記事項は、商業登記法第10条の規定により、何人も交付を請求することができる情報であるから公開すべきである。

#### 第4 実施機関の説明

実施機関の弁明書および当審査会が行った実施機関による口頭意見陳述で確認した本件処分1の理由は、要約すると次のとおりである。

##### 1 個人の氏名および機体登録番号について

審査請求人が公開を求めている個人の氏名は、福井空港を利用した企業や団体に属する個人またはプライベート目的で利用した個人の氏名であるから、事業を営む個人の当該事業に関する情報には該当しない。

機体登録番号は、インターネット（「JA Search:日本の民間航空機データベース」）で検索することにより特定の個人を識別できる情報である。

##### 2 決算の金額、科目、摘要および事業概況ならびに法人の定款に記載されている情報について

決算の金額、科目、摘要および事業概況には、法人の保有する資産や負債の状況、直近の営業年度に発生した収益や費用の状況が詳細に記載されており、これらは特定法人が事業活動を行う上での内部管理に属する情報である。

会社法は、株主や会社債権者の私的経済的利益保護のため会社自身に貸借対照表等の公開を義務付けているが、特定法人のこれらの情報については、一般に公開されているものではない（「官報情報検索サービス」において公告を確認できなかった。）ため、公にした場合、特定法人の経営状況（事業経営の健全性、事業経営効率、債務返済能力等）を把握することが可能になり、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

定款は、履歴事項全部証明書よりも詳細な情報が記載されている文書であり、通常、法人で保管しているものである。定款の謄本についても、法人の実印等を有する者しか法務局に交付請求できない。したがって、公にすることにより、組織や経営の根本方針が明らかになり、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

#### 第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人および実施機関双方の主張を審査した結果、次のように判断した。

##### 1 本件処分1について

本件処分1は、条例第7条第1号および第2号に掲げる非公開情報に該当することを理由に一部公開決定を行ったものである。

これに対して、審査請求人は、本件処分1を取り消し、改めて処分することを求めていることから、以下、非公開情報の該当性について検討する。

2 個人の氏名および機体登録番号の条例第7条第1号（個人情報）の該当性について

条例第7条第1号は、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）または特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものは、個人情報として公開しないと定めている。

審査請求人が公開を求めている個人の氏名について、対象公文書を見分したところ、事業を営む個人の当該事業に関する情報と認められるものはなかったため、当該個人の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であるから、同号前段に該当する。

争点にはなっていないが、実施機関は定款を認証する公証人の氏名を同号前段に該当するものとして非公開としている。この点について、公証人は、同号ただし書ハの「公務員等」には該当しないが、「公証人業」が地方税法（昭和25年法律第226号）上の個人事業税に係る第3種事業に分類されていることに照らすと、公証人の氏名は、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）としてではなく、事業を営む個人の当該事業に関する情報として取り扱うべきである。そして、公証人の氏名は、公にすることにより、当該公証人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは考えられないため、第2号に該当せず、公開すべきである。

機体登録番号は、インターネット上の「JA Search:日本の民間航空機データベース」と照合することにより、航空機の所有者である特定の個人を識別することができる情報であるから、第1号前段に該当する。

3 決算の金額、科目、摘要および事業概況ならびに法人の定款に記載されている情報の条例第7条第2号（法人等事業情報）の該当性について

条例第7条第2号は、法人その他の団体（県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体および地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報または事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等または当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものは、法人等事業情報として公開しないと定めている。

決算の金額、科目、摘要および事業概況は、特定法人の事業活動を行う上での内部管理に属する情報であって、公にすることにより、同業他社との競争関係において不利になるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがある。

しかしながら、審査請求人は、法人の決算事項（貸借対照表（大会社にあっては、貸借対照表および損益計算書）に記載されている情報）は、公告が義務付けられている情報であるから、公開すべきであると主張している。特定法人は、会社法（平成17年法律第86号）上の大会社に該当しないと考えられ、また公告を官報に掲載する方法により行うこととしているところ、同法第440条第1項および第2項の規定により、公告の対象となる情報は貸借対照表の要旨である。事務局の職員をして、特定法人の貸借対照表の要旨が官報により公告されているか確認を行ったところ、公告の事実は確認でき

なかった。公告が義務付けられていることのみをもって、直ちに特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがないということは困難であるから、条例第7条第2号に該当する。

次に、特定法人の定款に記載されている情報について、実施機関は、同号に該当するものとして一律に非公開としているが、特定法人の定款に同号に掲げる非公開情報が含まれるとしても、非公開情報が記載されている部分を容易に区分して除くことができる場合は、第8条第1項の規定に基づき、当該部分を除いた部分を公開しなければならない。

本件において、特定法人の定款に記載されている情報には、(1) 発起人の氏名および印の印影ならびに(2) 本件処分1において公開されていない情報が含まれている。

(1) については、法人に関する情報ではないが、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であるから第7条第1号前段に該当する。(2) については、これを公にした場合、組織や経営の根本方針が明らかになるとともに、役員を選任方法など特定法人における重要事項に関する意思決定手続等が明らかになることにより、特定法人の正当な利益を害するおそれがあると認められることから、第2号に該当する。

そして、特定法人の定款に記載されている情報から、上記(1) および(2) を容易に区分して除いた部分は、本件処分1において公開されている部分に記載された情報と同内容の情報が記載されている部分または機微な情報が記載されているとは認められない部分であり、これを公にしても、特定法人の正当な利益を害するおそれがあるとは認められないことから、当該部分は同号に該当せず公開すべきである。

#### 4 まとめ

以上のことから、実施機関が行った本件処分1のうち、別表の「公開すべき部分」に記載した部分については公開すべきであると判断し、冒頭の結論に至った。

第6 審査の経過

当審査会は、本件審査請求に係る諮問について、下記のとおり審査した。

年 月 日	審 査 の 経 過
令和 5年 3月 3日	・ 諮問書の受理
令和 5年 8月 2日	・ 審議（第1回）
令和 5年 9月19日	・ 実施機関による口頭意見陳述 ・ 審議（第2回）
令和 5年11月 1日	・ 審議（第3回）
令和 5年12月21日	・ 審議（第4回）
令和 6年 2月 8日	・ 答申

福井県公文書公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	備 考
内 川 毅 彦	会 長
島 寄 正 行	
高 野 ますみ	
森 口 功 一	会長職務代理者
山 崎 祐美子	

## 別表

番号	公文書の名称	実施機関が非公開とした部分	公開すべき部分
1	令和3年度収入調定決議書(210016983)	—	—
2	令和3年度収入調定決議書(210021133)	【条例第7条第1号】 ・個人の氏名および機体登録番号	—
3	令和3年度収入調定決議書(210022812)	【条例第7条第1号】 ・個人の氏名	—
4	空港内営業の許可について〔令和4年1月6日起案〕	【条例第7条第1号】 ・公証人の氏名および印の印影 【条例第7条第2号】 ・法人の代表者印の印影 ・決算の金額、科目、摘要および事業概況 ・法人の定款	・公証人の氏名 ・法人の定款の第6条、第7条(第1項を除く。)、第8条ないし第25条、第27条および第28条以外の部分(ただし、発起人の氏名および印の印影を除く。)
5	令和3年度空港施設使用(使用変更)届(2021.9.28)	【条例第7条第2号】 ・法人の代表者印の印影	—
6	令和3年度空港施設使用(使用変更)届(2021.10.4)	—	—
7	令和3年度空港施設使用(使用変更)届(2021.11.29)	—	—
8	令和3年度空港施設使用(使用変更)届(2021.12.14)	—	—
9	航空機による空港の使用状況〔2021.10.4～12.14(特定法人分)〕	【条例第7条第1号】 ・個人の氏名および機体登録番号	—
10	空港内営業許可申請書(特定法人)〔令和4年4月1日起案〕	【条例第7条第1号】 ・公証人の氏名および印の印影 ・個人の生年月日 【条例第7条第2号】 ・法人の代表者印の印影 ・決算の金額、科目、摘要および事業概況 ・法人の定款	・公証人の氏名 ・法人の定款の第6条、第7条(第1項を除く。)、第8条ないし第25条、第27条および第28条以外の部分(ただし、発起人の氏名および印の印影を除く。)

番号	公文書の名称	実施機関が非公開とした部分	公開すべき部分
1 1	令和4年度空港施設 使用届（年間）	—	—
1 2	令和4年度空港施設 使用料の一括納付承 認書	—	—
1 3	航空機による空港の 使用状況〔2022.4.27 ～4.28（特定法人 分）〕	【条例第7条第1号】 ・個人の氏名および機体登録 番号	—
1 4	空港使用事前連絡簿	【条例第7条第1号】 ・個人の氏名、電話番号およ び機体登録番号	—